

既報標記爭議解決後ニ於ケル其ノ後ノ状態左記ノ通ニ有之
記

一 組合本部ノ動靜

(1) 本部執行委員會

十月二十九日午前十一時半ヨリ午後一時三十分迄芝區今入
町一芝席館ニ於テ開催セルカ、状況左ノ通り

(2) 出席者 熊本以下十五名

(3) 議事

(A) 中央斗争委員會開催對策ノ件

吾々ハ再三局長ニ對シ會見申込ミテ為セルカ常ニ不在
ト稱シ會見ヲ拒否シテ居ル、依テ吾々ハ一昨日労働課
長ニ手交シ置キタル要求書ニ對シ局長ヨリ期限付回答
ヲ求マルコトトシ本件ハ中央斗争委員會ニ附議スルコ
トニ決定

(B) 要求拒否ノ場合ノ對策ノ件

若シ我々ノ要求ヲ拒否スルニ於テハ左ノ方針ニ依リ行
動スルコトニ決定ス

○ 電車部ハ一回交代トシ親切テ一ヲ實行スルコト

○ 自動車部ハ完全車デ一ヲ實行スルコト

○ 非業務部ハ完全デ一ヲ實行スルコト

要求書ニ對スル回答ハ十一月一日正午迄トシ若シ回答
不誠意ノ時ハ前記方針ニ依リ一着ニ二日ヨリ實行スル
コト

各支部ハ凡有不平不満ヲ取り上ケ毎日營業所長ニ交渉
スルコト 尚組合本部ノ方針書ヲ声明書トシテ發表ス
ルコト

(C) 新等級者昇給ノ件

電車部新宿裏線ヲ問題ニナツテ居ル十二等級者ノ昇給